

## 4 住まい・まちづくり

住宅は生活の基礎となるものであることから、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないよう\*バリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応えた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上に努めます。

一方で、介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、\*ユニットケアのような\*個別ケアの推進を図ります。

また、高齢者が社会の一員として地域で自立して生活を営むために、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「\*ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進し、社会参加の一層の促進を図ります。

安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する体制の整備を図ります。

### (1) 住まいづくり

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅等の普及促進を図るとともに、「\*高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）」に基づき、高齢者が安心して生活できる居住環境の実現を目指します。

〔 重点的な課題と取組みは、  
4 高齢者の多様な住まい方の支援 参照 〕

#### ア 多様な居住ニーズに対応した情報提供

大阪市立住まい情報センターにおいて、高齢者等に対する住宅相談を含めた住まいに関する様々な情報提供を行っています。

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○ 大阪市立住まい情報センター

市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手して多様な住まい方を選択することができるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

所在地 北区天神橋6丁目4-20

《 実績 》

○ 大阪市立住まい情報センター			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談・情報提供件数	約53,100件	約55,900件	約55,300件
(注) 高齢者などに対する住宅相談も含めた、一般相談・専門家相談の総件数			

イ 市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅について高齢化対応設計を行う等、市営住宅において\*高齢化への対応を進めます。

○ 建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベーターの設置等、高齢化に対応した設計を行います。

○ 既存市営住宅のバリアフリー化

既存の市営住宅については、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置など\*バリアフリー化を図ります。

○ 高齢者向け住宅

60歳以上の方が、配偶者、18歳未満の児童、障害者、60歳以上の人のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 単身者向け住宅

1人で日常生活のできる60歳以上（ただし、経過措置として昭和31（1956）年4月1日以前に生まれた方も含む。）の単身者を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## ○ 親子ペア住宅

高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合わせで居住できる市営住宅の入居者募集を行います。

## ○ 親子近居住宅

高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行います。

## ○ 高齢者ケア付住宅

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者等の在宅生活を支援するため、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による安否確認等の福祉サービスが受けられる市営住宅の入居者募集を行います。

## ○ 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入

\*高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の1階空き住戸を提供しています。

## 《 実績 》

○ <b>建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計</b>	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新築市営住宅の 高齢化対応設計	686戸	900戸	942戸
○ <b>既存市営住宅のバリアフリー化</b>	平成20年度	平成21年度	平成22年度
既設中層住宅の エレベーター設置	25棟86基	17棟56基	17棟40基
○ <b>高齢者向け住宅</b>	平成20年度	平成21年度	平成22年度
募集戸数	160戸	160戸	160戸
○ <b>単身者向け住宅</b>	平成20年度	平成21年度	平成22年度
募集戸数	206戸	211戸	209戸
○ <b>親子ペア住宅</b>	平成20年度	平成21年度	平成22年度
募集戸数	55組 110戸	37組 74戸	21組 42戸

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

<b>○ 親子近居住宅</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
親子セット向け住宅	15組 30戸	15組 30戸	15組 30戸
子世帯向け住宅	70戸	70戸	70戸
親世帯向け住宅	20戸	20戸	20戸
<b>○ 高齢者ケア付住宅</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
募集戸数	27戸	33戸	29戸
<b>○ 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
導入件数	3か所	4か所	3か所

## ウ 民間住宅における高齢化への対応

民間住宅において、高齢者等の居住に配慮した取組みを推進することにより、誰もが安心して暮らせる住まいづくりに努めます。

### ○ 大阪あんしん賃貸支援事業

高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を行っています。

また、あんしん賃貸支援事業のホームページにおいては、あんしん賃貸住宅や協力店の情報提供の他、住宅に関する相談窓口として住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介しています。

### ○ 民間老朽住宅建替支援事業

民間老朽住宅の建替を促進するため、建替相談サービス、専門家の派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資を行います。

また、補助を受けて建設される住宅については、床段差の解消、浴室などにおける手すりの設置等、高齢化対応設計を指導しています。

### ○ サービス付き高齢者向け住宅

今後一層増えることが見込まれる高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「\*サービス付き高齢者向け住宅」の制度において、関係部局が連携し、登録の審査や事業者等への指導監督を行います。

また、登録された住宅の情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるようホームページや登録簿等を関係部局だけでなく大阪市立住まい情報センターで閲覧できるようにするなど広く情報提供に努めます。

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## 《 実績 》

<b>○ 大阪あんしん賃貸支援事業</b>			
あんしん賃貸住宅の登録			
登録戸数	平成20年度 578戸	平成21年度 655戸	平成22年度 1,358戸
協力店の登録			
登録件数	平成20年度 79件	平成21年度 92件	平成22年度 113件
<b>○ 民間老朽住宅建替支援事業</b>			
従前居住者家賃補助			
補助件数	平成20年度 60件	平成21年度 46件	平成22年度 4件
うち高齢者世帯	45件	36件	34件
建替建設費補助			
補助戸数	平成20年度 274戸	平成21年度 273戸	平成22年度 203戸

## エ 住宅の改修に対する支援

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修助成事業を行います。

- 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）
- 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行っています。

また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の1割の負担で済む「給付券方式」を導入しています。

### ○ 高齢者住宅改修費助成制度

介護保険制度の支給対象とならない部分の住宅改修、または要介護（要支援）認定で非該当（自立）とされた高齢者で、生活支援・介護予防の観点から必要と認められる住宅改修に対して、改修費用を助成します。

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

《 実績 》

○ 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
サービス量	6,180人／年	6,340人／年	7,015人／年
○ 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
サービス量	3,810人／年	4,052人／年	4,368人／年
○ 高齢者住宅改修費助成制度			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
助成件数	789件	515件	495件

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## (2) 施設・居住系サービス

在宅での生活に近い施設ケアが求められていることから、\*ユニットケアのように在宅に近い環境での\*個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応えた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

〔 重点的な課題と取組みは、  
4 高齢者の多様な住まい方の支援 参照 〕

### ア 介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）

#### ○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受けます。

#### 《 実績 》

#### ○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度末の入所定員数	9,016人	8,987人	9,129人

#### 《 整備目標 》

入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう整備を進めます。

整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないように配慮します。

地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）については、全体の整備量の中で整備します。

#### ○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末の入所定員数	10,300人	10,900人	11,500人

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## イ 介護老人保健施設

### ○ 介護老人保健施設

病状安定期で、入院治療の必要はないがリハビリテーション、看護及び介護を必要とする高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、自立と家庭復帰を支援します。

#### 《 実績 》

○ 介護老人保健施設			
	平成20年度	平成21年度	平成22年
年度末入所定員数	5,584人	5,624人	5,843人

#### 《 整備目標 》

介護療養病床の廃止にかかる国の動向を注視しながら、必要な整備を進めます。

○ 介護老人保健施設			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末の入所定員数	6,836人	7,136人	7,450人

## ウ 介護療養型医療施設

### ○ 介護療養型医療施設

\*介護療養型医療施設については、療養病床の再編成の中で、平成23(2011)年度末で廃止されることとなっておりましたが、国においてこれまでの政策方針を維持しつつ、現在存在するものについては、6年間転換期限を延長するとともに、平成24(2012)年度以降は介護療養病床の新設は認めないこととされました。

なお、国においては引き続き、介護療養病床からの転換を円滑に進めるための必要な追加的支援策を講じることとしており、円滑な転換を図るため、国の交付金を活用して事業者の負担軽減に努めます。

#### 《 実績 》

○ 介護療養型医療施設			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
サービス量	1,795人	1,459人	1,195人

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。



## エ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

\*認知症のため介護を必要とする人に、共同生活住居（５～９人）において日常生活上の世話などを行います。

### 《 実績 》

○ 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護を含む)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度末定員数	1,970人	2,202人	2,495人

### 《 整備目標 》

認知症高齢者が今後も増加することが見込まれるため、引き続き、認知症対応型共同生活介護の目標量を拡大し、事業者の参入に努めます。

○ 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護を含む)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末定員数	3,275人	3,715人	4,177人

## オ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）

- 特定施設入居者生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護

\*有料老人ホームや\*サービス付き高齢者向け住宅等については、特定施設入居者生活介護の指定を受ければ事業者による介護保険サービスの提供が可能です。

### 《 実績 》

○ 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
サービス量	2,655人	2,859人	3,026人

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

《 整備目標 》

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、引き続き、特定施設入居者生活介護の目標量を拡大し、事業者の参入の促進を図ります。

○ 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末定員数	5,415人	5,967人	6,519人

カ 養護老人ホーム

○ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスが受けられます。

《 実績 》

○ 養護老人ホーム			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所定員	1,033人	1,033人	917人

《 整備目標 》

養護老人ホームについては、在宅の入所対象者の状況や救護施設など\*生活保護施設に入所している高齢者の受入れを勘案して必要な整備を進めます。

○ 養護老人ホーム			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所定員	1,037人	1,037人	1,037人

キ その他

居宅で生活することが困難である等の高齢者の多様な居住ニーズに対応したケアハウス等があります。

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## ○ 経過的軽費老人ホーム

(軽費老人ホームA型)

高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

(軽費老人ホームB型)

身体機能等の低下等が認められる人(自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる人を除く。)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助等日常生活上必要なサービスを提供します。

## ○ 生活支援ハウス

市内に住所を有する人で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある人を対象に、必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言並びに緊急時の対応を行うとともに、利用者の虚弱化などに伴い介護保険の居宅サービスなどを必要とする場合は、利用手続きなどを援助します。

### 《 実績 》

○ 経過的軽費老人ホーム			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A型(給食)	2か所	2か所	2か所
入所定員	140人	140人	140人
B型(自炊)	2か所	2か所	1か所
入所定員	85人	85人	35人
○ 軽費老人ホーム(ケアハウス)			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所定員	705人	705人	705人
○ 生活支援ハウス			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所定員	80人	80人	80人

### 《 整備目標 》

軽費老人ホーム(ケアハウス)については、その役割を勘案し、概ね必要な整備を満たしつつあることから、引き続き、同じ目標とします。

○ 軽費老人ホーム(ケアハウス)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所定員	750人	750人	750人

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

### (3) ひとにやさしいまちづくり

高齢者などすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、\*バリアフリーに加え、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という\*ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの総合的な推進を図る必要があります。

#### ア 安全な歩行空間等の整備

「\*ひとにやさしいまちづくり」施策の推進にあたっては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

##### ○ 民間建築物事前協議

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めています。

##### ○ 公園施設の整備

公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も利用できるトイレの整備を行います。

##### ○ 歩道設置やゆずり葉の道整備

高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置や\*ゆずり葉の道整備を行います。

##### ○ 既設歩道の段差解消

大阪市バリアフリー基本構想に沿って策定した道路特定事業計画に基づく重点整備地区内の特定経路（主要な経路）などにおいて、歩道の段差解消を行います。

##### ○ 電線類地中化

都市防災機能の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上等を目的に電線類を地中に整備します。

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## ○ 放置自転車対策

鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進めます。

## ○ 投票所のバリアフリー化

選挙権行使に係る投票記載場所については、既設スロープを有効活用するとともに、仮設スロープを設置するなど投票所の\*バリアフリー化に努めます。

## ○ わがまちのやさしさ発見レポート募集

市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障害者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集します。

### 《 実績 》

<b>○ 民間建築物事前協議</b>				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
事前協議件数		498件	392件	465件
完了届		511件	447件	365件
<b>○ 公園施設の整備</b>				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
整備数		16公園	10公園	10公園
<b>○ 歩道設置やゆずり葉の道整備</b>				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
歩道設置		約0.7km	約1.6km	約0.6km
ゆずり葉の道整備		約0.4km	約0.4km	約0.4km
<b>○ 電線類地中化</b>				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
		約8.7km	約5.4km	約4.0km
<b>○ わがまちのやさしさ発見レポート募集</b>				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
応募数	中学生	167件	79件	86件
	高校生	244件	213件	400件
	計	411件	292件	486件

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

イ 交通機関の改善

高齢者や障害のある人の社会参加を促進し、誰もが安全・快適に、安心してご利用できる市営交通とするため、地下鉄・ニュートラム・バスの車両及び施設の改善等\*バリアフリー化を促進します。

○ 地下鉄・ニュートラムの改善

平成 22（2010）年度に全駅でホームから地上までの経路におけるエレベーターによるワンルート整備が完了しました。さらに、地下鉄駅間の乗換え経路や、他社線・バスターミナルとの乗換え経路で、利便性向上の必要性が高い駅においてもエレベーターの整備に取り組んでいます。また、車両では平成 22（2010）年度に車いすスペースの整備が完了しましたが、引き続き、車内案内表示装置の設置を順次拡充する等、きめ細かな施設整備に取り組めます。

○ 市バスの改善

誰もが利用しやすいよう、ノンステップバスの導入や停留所施設の改善に努めます。

《 実績 》

○ 地下鉄・ニュートラムの改善		平成 22 年度末累計		
駅舎の改善				
エレベーターによるワンルートの確保 (参考)エレベーター 310 基 エスカレーター 363 基		地下鉄全駅で完了		
駅舎冷房				
車いす対応トイレの設置		133 駅中	132 駅 208 か所	
旅客案内表示装置の設置		133 駅中	129 駅	
車両の改善				
車いすスペースの設置		219 列車中	219 列車	
車内案内表示装置の設置		1,350 両中	1,172 両	
○ 市バスの改善		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
車両の改善				
リフト付路線バス		5 両	—	—
ノンステップバス		550 両	617 両	631 両
停留所の改善				
日除けテントの設置		2,978 基中 1,008 基	2,924 基中 997 基	2,896 基中 944 基
ベンチの設置		1,168 基	1,175 基	1,174 基
バスシェルターの設置		2,978 基中 232 基	2,924 基中 246 基	2,896 基中 272 基

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

## (4) 安全な暮らしのために

高齢者が社会の一員として地域で自立して安全な暮らしを確保するため、市民の防災・防犯意識の高揚に努めるとともに、介護を要する高齢者などの要援護者に対する体制の整備を図ります。

### ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

「大阪市地域防災計画<震災対策編>」、「同<風水害等対策編>」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

### イ 防災意識の啓発

生活ガイドブック「くらしの便利帳」（2年に1回発行）に防災対策について記載する他、様々な広報、啓発を行います。

また、マスメディアなどを活用した防災意識の啓発に努めます。

#### ○ 高齢者世帯への防火訪問

高齢者世帯を訪問し、出火防止及び避難方法等について指導するとともに、火災警報器の設置、寝具・パジャマ等の防災製品の使用について普及、啓発に努めます。

#### ○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施します。

### 《 実績 》

○ 高齢者世帯への防火訪問	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	訪問件数	46,535世帯	40,049世帯
○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	高齢者対象防火訓練	272回	278回

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

#### ウ 災害時の要援護者支援

大阪市では、大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（\*災害時要援護者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を平成 21（2009）年に策定しました。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「\*大阪市高齢者施設等防災マニュアル Ver. 1.0」を平成 23（2011）年 7 月に作成したところであり、今後も高齢者の災害対策を推進してまいります。

また、災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが不可欠です。特に、ひとり暮らしの高齢者に対しては、地域ネットワーク委員会活動による見守り活動等の生活支援を密接に行う方策を検討する必要があります。

#### ○ 地域防災リーダーによる支援

地域における防災活動の中心的役割を担う地域防災リーダーに対して、防災に関する知識の普及、消火、救助、応急手当等の実技指導を行い、支援体制を図ります。

#### ○ 女性防火クラブによる支援

防災意識の普及や応急手当、初期消火技術指導を行うなど、支援体制を図ります。

#### ○ 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等が急病や火災などの緊急事態が発生したとき、非常ボタンを押すことにより、受信センターに通報され、適切な対応等を行います。

#### ○ 火災警報機（連動型）の設置

火災時避難が困難な高齢者世帯に設置し、異常時は自動的に 119 番通報し、玄関先に設置するブザーにより近隣者に火災を知らせます。

#### ○ 高齢者施設の耐震診断調査及び耐震基本調査の実施

昭和 56（1981）年に改正された建築基準法施行令の規定に基づく耐震設計基準の適用以前に設計された大阪市の高齢者施設に対して、順次、耐震診断調査及び耐震基本調査を実施し、安全確保のための施設の耐震化の取組みを進めます。

#### ○ 高齢者施設の立入検査

高齢者施設などの実態把握と火災予防を目的に、出火防止と人命安全の確保について具体的指導を行います。

---

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。



## ○ 高齢者施設の自衛消防訓練指導

高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消防訓練、通報、消火及び避難誘導等が適正に実施されるよう指導を行います。

## ○ 大規模施設の避難誘導システムの設置指導

不特定多数の人が利用する大規模施設などにおける火災発生時の高齢者などの安全確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅走行式避難誘導システム等の設置指導に努めます。

## ○ 福祉避難所・緊急入所施設の指定

大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）に基づき、災害時における要援護者の避難生活場所となる福祉避難所や緊急入所施設の指定について、関係部局が協力しながら実施します。

## 《 実績 》

<b>○ 地域防災リーダーの育成</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
組織数	331組織	331組織	332組織
人数	7,775人	7,982人	8,091人
<b>○ 女性防火クラブの育成</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
クラブ数	25クラブ	25クラブ	25クラブ
人数	72,618人	71,769人	71,385人
<b>○ 緊急通報システム</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
稼働件数	24,116件	19,885件	18,877件
緊急通報受信件数	3,273件	3,436件	3,305件
<b>○ 火災警報器（連動型）の設置</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
設置件数	27台	14台	4台
稼働数	487台	436台	464台
<b>○ 高齢者施設の耐震診断調査及び耐震基本調査の実施</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基本調査	0件	2件	2件
改修工事	2件	2件	0件
<b>○ 高齢者施設の立入検査</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
検査回数	685回	741回	854回
<b>○ 高齢者施設の自衛消防訓練指導</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指導回数	190回	362回	355回
<b>○ 大規模施設の避難誘導システムの設置指導</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	14件	15件	14件

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

**エ 防犯対策の取組み**

犯罪被害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、本市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、一体となって安全なまちづくりに関する取組みを展開する必要があります。

こうした基本認識のもと、本市では、地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

《 実績 》

<b>○街頭犯罪発生件数（年間）</b>			
	平成20年	平成21年	平成22年
発生件数	39,648件	33,653件	28,877件
<b>○青色防犯パトロール活動団体数（累計）</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
団体数	50団体	120団体	149団体
<b>○防犯カメラ設置台数（本市設置及び補助制度によるもの、累計）</b>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
設置台数	0台	5,694台	7,214台

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。